

様式集

様式1

駐 車 施 設			No.
立 入 検 査 証			
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日		年	月 日
交付年月日		年	月 日(使用期間1年)
札幌市長		印	

9cm

この証票を携帯する者は、札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和40年条例第20号)に基づき、駐車施設の立入検査をするものです。

なお、関係条文は、次のとおりです。

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(抜粋)

(立入検査等)

第8条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、その規模等に関して検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式2

		第	号
		年	月 日
様			
		札幌市長	印
措 置 命 令 書			
1 建築物の所在地			
2 建築物の用途及び規模			
上記の建築物は、札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和40年条例第20号)第 条の規定に下記のとおり違反しているので、同条例第9条の規定によりを命ずる。			
記			

備考

- 1 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

附置義務駐車施設設置(変更)届出書

年　月　日

(あて先)札幌市長

設置者の住所及び氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

代理人（設計者等）

住所氏名

住所氏名

電話（ ）　　　－

住所氏名

電話（ ）　　　－

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和40年条例第20号)第5条の3の規定により次のとおり届け出ます。

建 築 物	1 建築物の所在地	札幌市　区						
	2 建築物名称							
	3 地域・地区	☐ 近隣商業地域 ☐ 商　業　地　域 ☐ そ　の　他（ ）						
		☐ 駐車場整備地区			☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区			
	4 主要用途							
	5 工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更			6 構造及び階数	造　階		
	規 模 等	7	届出部分		届出以外の部分	合　計	敷地面積との比	
		敷地面積				m ²		
		建築面積		m ²	m ²	m ²	% (法定 %)	
延べ面積 （車庫面積）		m ² ()m ²	m ² ()m ²	m ² ()m ²	% (法定 %)			
8 工事期間	着手予定日		年　月　日		完了予定日	年　月　日		

駐 車 施 設	設 置 台 数			今回の届出部分	既存の部分	届出台数 (合計)	■特殊な駐車装置 ①種類 〔 〕 ②認定番号 第　　号	
		自走式	建築物内 (荷さばき用)	(内　)台	(内　)台	(内　)台		
			建築物外 (荷さばき用)	(内　)台	(内　)台	(内　)台		
		特殊な駐車装置		台	台	台		
		特例(条例第6条) (荷さばき用) (特殊な駐車装置)		(内　)台 (内　)台	(内　)台 (内　)台	(内　)台 (内　)台		■特例の場合 (条例第2条・第6条・第6条の2・附則第4項) ①承認年月日 年　月　日 ②承認番号 第　　号
	計 (荷さばき用)		(内　)台	(内　)台	(内　)台			
	附置義務台数 〔様式4の台数算定表より〕		計　　台	規模別	一般自動車用	台	(条例第2条・第6条・第6条の2・附則第4項) ①承認年月日 年　月　日 ②承認番号 第　　号	
					車いす利用者用	1台		
					普通貨物自動車用	台		
					小型貨物自動車用	台		

注　１　代理人（設計者等）とは、本届出に関する権限を委任された者とします。
２　変更の場合にあっては、変更しようとする事項を朱記してください。
３　特殊な駐車装置を用いる場合は、当該駐車装置に係る国土交通大臣の認定書の写しを添付してください。
４　※欄は、記入しないでください。

※
受
付
欄

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(表)
附 置 義 務 駐 車 施 設 の 台 数 算 定 表

1 建築物の用途別床面積

建 物 用 途	特 定 用 途			非特定用途	小 計	共 用 部 分	合 計
	百 貨 店 その他の店舗	事 務 所	そ の 他 特 定 用 途				
床 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	⑤ m ²	⑥ m ² (駐車施設部分の 面積を除く。)
⑤を案分した面積	m ²	m ²	m ²	m ²			
小 計	① m ²	② m ²	③ m ²	④ m ²			

2 駐車施設の台数算定（第2条）

地域 地区	駐 車 場 整 備 地 区		商 業 地 域 ・ 近 隣 商 業 地 域		周 辺 地 区 ・ 自 動 車 ふ く そ う 地 区	
(1) の 条 判 断 対 象	①＋②＋③ ④ □ m ² ＋□ m ² ×2/3＝□ m ² … (A) ※上記の計算結果(A)が 2,000 m ² を超える場合は 附置義務条例の対象		①＋②＋③ ④ □ m ² ＋□ m ² ×3/4＝□ m ² … (A)′ ※上記の計算結果(A)′ が 1,500 m ² を超える場合は 附置義務条例の対象		①＋②＋③ □ m ² …………… (A)″ ※上記の計算結果(A)″ が 2,000 m ² を超える場合は附置義務条例の対象	
(2) 減 大 の 規 模 有 無 通	事務所用途部分の床面積②が 10,000 m ² を超える場合 ※大規模通減措置の対象となった場合は、以降②を②′ に読み替える。					
	10,000 m ² 以下の部分		10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下の部分		50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下の部分	
	10,000 m ²		m ² ×0.7＝□ m ²		m ² ×0.6＝□ m ²	
(3) 用 途 別 の 附 置 義 務 台 数	i) 百 貨 店 ①＋② その他の店舗 □ m ² ÷ 300 m ² ＝□ 台 … (B) 事 務 所 ii) そ の 他 ③ 特 定 用 途 □ m ² ÷ 500 m ² ＝□ 台 … (C) iii) 非特定用途 ④ □ m ² ÷ 600 m ² ＝□ 台 … (D) 合 計 (B)＋(C)＋(D)＝□ 台 … (E) ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入		i) 百 貨 店 ①＋② その他の店舗 □ m ² ÷ 200 m ² ＝□ 台 … (B)′ 事 務 所 ii) そ の 他 ③ 特 定 用 途 □ m ² ÷ 250 m ² ＝□ 台 … (C)′ iii) 非特定用途 ④ □ m ² ÷ 400 m ² ＝□ 台 … (D)′ 合 計 (B)＋(C)＋(D)＝□ 台 … (E)′ ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入		i) 特定用途 ①＋②＋③ □ m ² ÷ 250 m ² ＝□ 台 … (E)″ ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入	
	(4) 緩 和 措 置 の 有 無 ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入 建築物の延べ面積⑥が 6,000 m ² 未満の場合 緩和係数＝ 1－ $\frac{2,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \textcircled{6})}{6,000 \text{ m}^2 \times (A) - 2,000 \text{ m}^2 \times \textcircled{6}}$ ＝□ …………… (F)		(4) 緩 和 措 置 の 有 無 ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入 建築物の延べ面積⑥が 6,000 m ² 未満の場合 緩和係数＝ 1－ $\frac{1,500 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \textcircled{6})}{6,000 \text{ m}^2 \times (A)' - 1,500 \text{ m}^2 \times \textcircled{6}}$ ＝□ …………… (F)′		(4) 緩 和 措 置 の 有 無 ※上記の計算は小数点以下第4位を四捨五入 建築物の延べ面積⑥が 6,000 m ² 未満の場合 緩和係数＝ 1－ $\frac{6,000 \text{ m}^2 - \textcircled{6}}{2 \times \textcircled{6}}$ ＝□ …………… (F)″	
	(5) 附 置 義 務 台 数 i) 延べ面積⑥が 6,000 m ² 未満の場合 ※特例（条例第6条の2）の場合 ii) 延べ面積⑥が 6,000 m ² 以上の場合 ※特例（条例第6条の2）の場合		(E)、(E)′ 又は (E)″ (F)、(F)′ 又は (F)″ □ 台 × □ = □ 台 1台未満の端数切上げ □ 台 …… (G) □ 台 × □ = □ 台 1台未満の端数切捨て □ 台 …… (H) □ 台 1台未満の端数切上げ □ 台 …………… (I) □ 台 × □ = □ 台 1台未満の端数切捨て □ 台 …… (J)			
(6) 規 模 別 台 数	i) 一般自動車用 (幅 2.3m以上×奥行き 5.0m以上) ii) 車いす利用者用 (幅 3.5m以上×奥行き 6.0m以上)		(G)、(H)、(I)又は(J) □ 台 …………… (K) 1 台 …………… (L) ※車いす利用者用駐車施設台数は附置義務駐車施設台数の内訳			
(7) 増 築 ・ 用 途 変 更 の 場 合	i) 下記 ii) 以外の場合 増築又は用途変更後の附置義務台数： □ 台 － 増築又は用途変更前の附置義務台数： □ 台 ＝ 設置する附置義務台数： □ 台 …… (M)					
	ii) 増築又は用途変更の際現に整備されている台数が増築又は用途変更前の附置義務台数を超えている場合 現に整備されている台数： □ 台 － 増築又は用途変更前の附置義務台数： □ 台 ＝ 増築又は用途変更前の附置義務台数を超えて整備されている台数： □ 台 …… (N)					
	設置する附置義務台数： ^(M) □ 台 － 増築又は用途変更前の附置義務台数 (N)を超えて整備されている台数： □ 台 ＝ 新たに設置する附置義務台数： □ 台 …… (O) ※(6)の規模別台数の算出に当たっては、「(G)、(H)、(I)又は(J)」を「(M)又は(O)」に読み替える。					

3 荷さばきのための駐車施設の台数算定(第3条)

地域 地区	駐 車 場 整 備 地 区		
(1) の 条 判 例 断 対 象	① ㎡ + ② ㎡ + ③ ㎡ = ㎡(ア) ※上記の計算結果(ア)が 2,000 ㎡を超える場合は附置義務条例(荷さばき用)の対象 事務所用途部分の床面積②が 10,000 ㎡を超える場合は 2-(2)により求めた②' の面積を採用する。以下②は②' と読み替える。		
(2) 用 途 別 の 附 置 義 務 台 数	i) 百貨店その他の店舗 ① ㎡ ÷ 6,000 ㎡ = 台(イ) ii) 事 務 所 ② ㎡ ÷ 8,000 ㎡ = 台(ウ) iii) そ の 他 特 定 用 途 ③ ㎡ ÷ 7,000 ㎡ = 台(エ) ※上記の計算は小数点以下第 4 位を四捨五入 合 計 (イ)+(ウ)+(エ) 台    台(オ) 1 台未満の端数切上げ		
(3) 規 模 別 台 数	※附置義務条例第 5 条の 2 第 2 項を適用する場合 i) 普通貨物自動車用 (オ) 台 × 0.5 = 台    台(カ) (幅 3.0m 以上×奥行き 7.7m 以上、有効高さ 3.0m 以上) 1 台未満の端数切上げ ii) 小型貨物自動車用 (オ) 台 - (カ) 台 = 台(キ) (幅 2.5m 以上×奥行き 6.0m 以上) ※荷さばき自動車用駐車施設台数は附置義務駐車施設台数の内訳 ただし、附置義務駐車施設台数が 1 台の場合は含むことができない。		
(4) 増 築 ・ 用 途 変 更 の 場 合	i) 下記 ii) 以外の場合 増築又は用途変更後の附置義務台数： 台 - 増築又は用途変更前の附置義務台数： 台 = 設置する附置義務台数： 台(ク) ii) 増築又は用途変更の際現に整備されている台数が増築又は用途変更前の附置義務台数を超えている場合 現に整備されている台数： 台 - 増築又は用途変更前の附置義務台数： 台 = 増築又は用途変更前の附置義務台数 を超えて整備されている台数： 台(ケ) 設置する附置義務台数： ^(M) 台 - 増築又は用途変更前の附置義務台数 (N) を超えて整備されている台数： 台 = 新たに設置する附置義務台数： 台(コ) ※(3)の規模別台数の算出に当たっては、「(オ)」を「(ク)又は(コ)」に読み替える。		

4 条例第 3 条の 2 の規定を適用する場合の規模別台数

(1) 全 体 附 置 義 務 台 数	(G)、(H)、(I)又は(J) 台
(2) 荷 さ ば き 自 動 車 用	(オ) 台
※(カ)及び(キ)は、附置義務条例第 5 条の 2 第 2 項を適用する場合に限る。	
普通貨物自動車用	(カ) 台
小型貨物自動車用	(キ) 台
(3) 一 般 自 動 車 用	(K) 台 - (オ) 台 = (P) 台
車いす利用者用(一般自動車用の内数)	(L) 1 台

備 考	1 「延べ面積」は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。 2 増築又は用途変更の場合にあつては、1から3まで(2-(6)及び(7)並びに3-(3)及び(4)の部分を除く。)の事項の記載に当たっては、上段に増築又は用途変更前の数値を、下段に増築又は用途変更後の数値をそれぞれ記載すること。 3 特定用途(駐車場法施行令第18条で規定)とは、次に掲げるものをいう。 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場
-----	--

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式5

認 定 申 請 書

(第1面)

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 2 条第 1 項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(あて先) 札幌市長

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 ()建築士 ()登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ()建築士事務所()知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※受付欄	※決裁欄	※通知番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(第2面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐防火地域 ☐準防火地域 ☐指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ()()()()

(2) ()()()()

【ロ. 用途地域等】 ()()()()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

()()()()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

()()()()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕

☐大規模の模様替

【9. 建築面積】	(申 請 部 分)	(申 請 以 外 の 部 分)	(合 計)
【イ. 建築面積】	()	()	()
【ロ. 建蔽率】			

【10. 延べ面積】	(申 請 部 分)	(申 請 以 外 の 部 分)	(合 計)
【イ. 建築物全体】	()	()	()
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	()	()	()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	()
【ホ. 自動車車庫等の部分】	()	()	()
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	()	()	()
【ト. 蓄電池の設置部分】	()	()	()
【チ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()
【リ. 貯水槽の設置部分】	()	()	()
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()
【ル. 住宅の部分】	()	()	()
【ヲ. 老人ホーム等の部分】	()	()	()
【ワ. 延べ面積】			
【カ. 容積率】			
【ヨ. 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第2条第1項ただし書に該当する部分の面積】	()	()	()

【11. 建築物の数】	
【イ. 申請に係る建築物の数】	
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	

【12. 工事着手予定年月】	年	月
----------------	---	---

【13. 工事完了予定年月】	年	月
----------------	---	---

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

(第3面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更
☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替 ☐既存

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】

	〔用途の 区 分〕	〔具 体 的 な 用途の名称〕	(申請部分)	〔申請以外 の 部 分〕	(合 計)
【イ.】	()	()	()	()	()
【ロ.】	()	()	()	()	()
【ハ.】	()	()	()	()	()
【ニ.】	()	()	()	()	()
【ホ.】	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2 第1面関係

- ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ③ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えてください。
- ④ ※印のある欄は、記入しないでください。

3 第2面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

- ⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑪ 7欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄

の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

- ⑮ 10欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自家用車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

- ⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。

- ⑰ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

- ⑱ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、15欄に記入してください。

4 第3面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。

- ② この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

認 定 通 知 書

認第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

年 月 日付けで申請のあった「札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する
条例第 2 条第 1 項ただし書」の認定申請について、用途上自動車の駐車需要を発生させ
る程度が少ないと認め、附置義務台数を下記のとおり認定いたしましたので通知いたし
ます。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|----------------|
| 1 | 建築場所 | : | 札幌市 区 |
| 2 | 主要用途 | : | |
| 3 | 延べ面積 | : | m ² |
| 4 | 特例認定による控除面積 | : | m ² |
| 5 | 特例認定前の附置台数 | : | 台 |
| 6 | 特例認定後の附置台数 | : | 台 |

(注) この通知書は、大切に保存しておいて下さい。

駐車施設設置(変更)特例承認申請書											
年 月 日 (あて先)札幌市長 設置者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話() - 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和 40 年条例第 20 号)第 6 条第 3 項の規定により次のとおり申請します。											
駐 車 施 設	1 敷 地 の 位 置		札幌市 区								
	2 建 築 物 名 称										
	3 権 利 関 係 (所有権、使用権等この施設を設 置することについて有する権利)										
	4 使 用 承諾者	住所又は事務所の所在地									
		氏 名 又 は 名 称									
	5 規 模	自 走 式	建 築 物 内		台		合 計 台				
			建 築 物 外		台						
		特 殊 な 駐 車 装 置		台							
		装 置 の 種 類		()							
	条 例 第 6 条 第 1 項 の 建 築 物	6 敷地の位置		札幌市 区							
7 建築物名称											
8 地域・地区		☐ 近隣商業地域 ☐ 商業地域 ☐ その他 ()									
		☐ 駐車場整備地区 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区									
9 主 要 用 途				10 工事種別		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更					
規 模 等			届 出 部 分		届出以外の部分		合 計		敷地面積との比		
		敷地面積						m2			
		建築面積		m2		m2		m2		%(法定 %)	
		延べ面積 (車庫面積)		(m2)		(m2)		(m2)		%(法定 %)	
設置(変更)理由											
注1 1、3、4の事項に関し、権利関係を証するため、登記事項証明書又は使用承諾書若しくは賃貸借契約書を添付してください。 2 特殊な駐車装置を用いる場合は、当該駐車装置に係る国土交通大臣の認定書の写しを添付してください。 3 ※欄は、記入しないでください。								※ 受 付 欄			

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

駐車施設設置(変更)特例承認書						
						承第 号
様						
年 月 日付けで申請のあった駐車施設設置特例承認申請について、下記のとおり承認します。						
年 (年) 月 日						
札幌市長						
駐 車 施 設	1 敷 地 の 位 置			札幌市 区		
	2 建 築 物 の 名 称					
	3 権 利 関 係					
	4 使用承諾者	住所又は事務所の所在地				
		氏 名 又 は 名 称				
	5 規 模	自 走 式	建 築 物 内	台	合 計 台	
			建 築 物 外	台		
		特 殊 な 駐 車 装 置		台		
装 置 の 種 類		()				
条 例 第 6 条 第 1 項 の 建 築 物	6 敷地の位置		札幌市 区			
	7 建築物名称					
	8 地域・地区		☐ 近隣商業地域		☐ 商業地域 ☐ その他	
			☐ 駐車場整備地区		☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区	
	9 主 要 用 途		10 工事種別		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更	
	規 模 等		届 出 部 分	届出以外部分	合 計	敷地面積との比
		敷地面積			m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	% (法定 %)
延べ面積 (車庫面積)		m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	% (法定 %)	
設置理由						
附帯条件						

駐 車 施 設	改 正 後		附置義務台数	敷地内設置台数	隔地先設置台数
		一 般 自 動 車 用	台	台	台
		車いす利用者用	台	台	台
		普通貨物自動車用	台	台	台
		小型貨物自動車用	台	台	台
		計	台	台	台

注 1 ※欄は、記入しないでください。

2 申請の際は条例規則(別表)に定める図書、変更後の台数算定表(様式4)のほか下記の書類を添付して下さい。

- ・附置義務駐車施設設置(変更)届出書【変更前(写)一式】
- ・駐車施設設置(変更)特例承認申請書【変更前(写)一式】
- ・駐車施設設置特例承認書(写)(条例第6条の承認を受けている場合)
- ・認定申請書【変更前(写)一式】
- ・認定通知書(写)(条例第2条の認定を受けている場合)
- ・現況写真(既存建築物及び駐車施設)

※ 受 付 欄

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

改正後附置義務条例適用（変更）承認書						
承第 号 様 年 月 日付けで申請のあった改正後附置義務条例適用（変更）承認申請について、下記のとおり承認します。 年（ 年） 月 日 札幌市長						
駐 車 施 設	1 建築物の所在地		札幌市 区			
	2 建築物の名称					
	3 地域・地区		☐ 近隣商業地域 ☐ 商業地域 ☐ その他 ☐ 駐車場整備地区 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区			
	4 主要用途					
	5 延べ面積 (車庫面積)		m² (m²)			
	改 正 後 駐 車 台 数			附置義務台数	敷地内設置台数	隔地先設置台数
		一般自動車用		台	台	台
		車いす利用者用		台	台	台
		普通貨物自動車用		台	台	台
		小型貨物自動車用		台	台	台
計		台	台	台		
申請理由 改正後附置義務条例適用（変更）承認申請書の記載による。						
附帯条件						

公共交通利用促進措置等による
駐車施設の規模の特例承認申請書

年 月 日

(あて先) 札 幌 市 長

申請者	住 所
	氏 名
	電 話

代理者（設計者等）	住 所
	氏 名
	電 話

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 6 条の 2 に定めるに公共交通利用促進措置等による駐車施設の規模の特例について、下記のとおり、承認申請いたします。

記

1 対象建築物

建築物名称：

住所：

2 計画書

別添のとおり（様式）

注 代理者（設計者等）とは、本届出に関する権限を委任された者とします。

公共交通利用促進措置等による
駐車施設の規模の特例承認変更申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住所
氏名
電話

代理者（設計者等） 住所
氏名
電話

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 6 条の 2 に定めるに公共交通利用促進措置等による駐車施設の規模の特例について、下記のとおり、計画の変更を行いますので、承認申請いたします。

記

1 対象建築物

建築物名称：

住所：

2 計画書

別添のとおり（様式）

3 当初計画の承認番号

第 号

4 変更予定年月日

年 月 日

注 代理者（設計者等）とは、本届出に関する権限を委任された者としてします。

公共交通利用促進措置等に係る計画書

(宛先) 札幌市長

届出者 住所
氏名
電話 ー

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第6条の2に規定する公共交通利用促進措置等に係る計画（新規・変更・廃止）は、以下のとおりです。

建築物	名 称		
	所 在 地		区

公共交通利用促進措置	実施項目 (○を記入)	実施内容		緩和率
	【必須】	公共交通利用促進 PR (実施内容:)		ー
		マイカー通勤規制		5%
		公共交通利用者への運賃補助		10%
		公共交通利用者へのポイント付与サービス		10%
		公共交通利用者への配送サービス		10%
		公共交通の待合環境整備 (全天候対応以外)		10%
		公共交通の待合環境整備 (全天候対応)		20%
		地下通路等への接続		20%
集約化		集約 駐車場	(名称) (所在地) 区	_____% (上限 20%)
		※用途別・曜日別の利用台数より算出した台数分を緩和 ※集約先の駐車場は別途市の指定を受ける必要あり		
その他		実施内容: ※上記以外の駐車需要低減に資する取組 (減少台数の根拠必要)		
緩和率の合計				_____% (上限 50%)

※実施内容を示す資料を添付し、市長の承認を受けること
※まちづくり会社のエリア内では、まちづくり会社と協議を行い、協議メモを添付すること

札幌市 受付欄		特記欄	
------------	--	-----	--

公共交通利用促進措置等による
駐車施設の規模の特例承認申請に対する承認書

年 月 日

様

札幌市長

〇〇年〇月〇日付で申請された公共交通利用促進措置等による駐車施設の規模の特例承認について、承認いたします。

なお、承認を受けた計画を変更等するときは、再度、札幌市長の承認を受けなければなりません。

ただし、以下の事項に該当する場合、承認を取り消しますので、当該計画により減じた駐車台数以上の駐車施設を新たに附置しなければなりません。

- 1 公共交通機関利用促進措置等の全部又は一部を行わないとき
- 2 承認を受けた事項を変更しようとするとき、あらかじめ市長に承認を受けず変更したとき
- 3 公共交通利用促進措置等に係る報告若しくは資料の提出をせず、又は、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

※ 受 付 年 月 日	年 月 日
※ 受 付 番 号	号
※ 承 認 番 号	号

※印の欄は、記入しないでください。

公共交通利用促進措置等に係る報告書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

報告者 住 所

電話

氏 名

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 6 条の 2 に規定する公共交通利用促進措置等に係る実施状況について、以下のとおり、報告します。

当該建築物		名称	
		所在地	
公共交通利用促進措置	実施項目 (○を記入)	実施内容	
	【必須】	公共交通利用促進 PR (実施内容 :)	
		マイカー通勤規制	
		公共交通利用者への運賃補助	
		公共交通利用者へのポイント付与サービス	
		公共交通利用者への配送サービス	
		公共交通の待合環境整備 (全天候対応以外)	
		公共交通の待合環境整備 (全天候対応)	
		地下通路等への接続	
集約化		駐車場の集約化 (名称) (所在地) 区	
その他		実施内容 : ※上記以外の駐車需要低減に資する取組	
緩和率の合計 (上限 50%)			%
承認番号			
公共交通利用促進措置等の実施状況とその効果			
公共交通利用促進措置等の課題			
上記課題の改善策			

1. 公共交通利用促進・駐車場集約化の実施状況とその効果の欄は、次に掲げる事項のうち、該当があるもの全てについて記入してください。
- (1) 駐車施設の稼働状況
- (2) 建築物周辺の道路の混雑状況
- (3) 公共交通利用促進措置等の実施状況
2. 公共交通利用促進措置等の課題の欄及び上記課題の改善策の欄は、公共交通利用促進措置等により課題が生じた場合に記入してください。
3. この報告書には、次に掲げる図書を添付してください。

- (1)パンフレットその他公共交通利用促進措置の内容を明らかにする図書
- (2)公共交通利用促進措置の実施状況を撮影した写真
- (3)建築物周辺の交通の状況を撮影した写真
- (4)その他市長が必要と認める図書

集約駐車施設の指定申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住所
氏名
電話
代理者(設計者等) 住所
氏名
電話

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 6 条の 2 に定める集約駐車施設の指定を受けたいので、次のとおり、申請いたします。

駐 車 施 設	新 築 ・ 既 存	
駐 車 施 設 名 称		
駐 車 施 設 管 理 者		
駐 車 施 設 の 所 在 地	区 丁目	
駐 車 台 数	一般公共の用に供する部分 (うち、附置可能台数(※1))	台 (台)
	それ以外の部分	台
	計	台
構 造 (※ 2)	自 走 式 ・ 機 械 式	

※1 代理者(設計者等)とは、本届出に関する権限を委任された者としてします。

※2 集約駐車施設のうち、一般公共の用に供する部分(時間貸し)へ駐車施設を設ける場合、当該集約駐車施設に附置することのできる台数は、当該集約駐車施設の収容台数の10分の3以下。

※3 集約駐車施設は建築物である駐車施設とする。平面駐車場(青空駐車場)と建築物である駐車場が一体となった駐車施設については、建築物である駐車施設部分のみ指定の対象となる。また、指定にあたっては、駐車場法施行令の技術基準に適合している必要があるため、適合していることが分かる書類を添付する。

受付欄		受 付 年 月 日
		年 月 日
		受 付 番 号
		第 号

(注) 受付欄には、記入しないでください。

集約駐車施設の指定申請書（変更・廃止）

年 月 日

（あて先） 札 幌 市 長

申請者 住 所

氏 名

電 話

代理者（設計者等）住 所

氏 名

電 話

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 6 条の 2 に定める集約駐車施設の指定を変更・廃止したいので、次のとおり、申請いたします。

申 請 内 容	変 更 ・ 廃 止			
駐 車 施 設 名 称				
駐車施設管理者				
申 請 理 由				
駐車施設の所在地	区 丁 目			
駐 車 台 数	一般公共の用に供する部分 (うち、附置可能台数 (※1))	台		
	それ以外の部分	台		
	計	台		
構 造	自 走 式 ・ 機 械 式			
附置義務受入状況 (※2)	建築物の名称・位置	契約の相手方	時間貸しへの附置台数	左記以外（月極契約等）への附置台数
	計			

※1 代理者（設計者等）とは、本届出に関する権限を委任された者としてします。

※2 集約駐車施設のうち、一般公共の用に供する部分（時間貸し）へ駐車施設を設ける場合、当該集約駐車施設に附置することのできる台数は、当該集約駐車施設の収容台数の 10 分の 3 以下。

※3 附置義務駐車施設を受け入れている状況がわかる契約書類等を添付する。

受 付 欄	受 付 年 月 日
	年 月 日
	受 付 番 号
	第 号

（注）受付欄には、記入しないでください。

集約駐車施設の報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住 所

氏 名

電 話

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 6 条の 2 に定める集約駐車施設の指定を受けた駐車施設について、次のとおり、報告します。

駐 車 施 設 名 称				
駐 車 施 設 管 理 者				
駐車施設の所在地	区 丁目			
駐 車 台 数	一般公共の用に供する部分 (うち、附置可能台数 (※1))	台 (台)		
	それ以外の部分	台		
	計	台		
構 造	自 走 式 ・ 機 械 式			
附置義務受入状況 (※2)	建築物の名称・位置	契約の相手方	時間貸しへの附置台数	左記以外 (月極契約等) への附置台数
	計			

※1 集約駐車施設のうち、一般公共の用に供する部分 (時間貸し) へ駐車施設を設ける場合、当該集約駐車施設に附置することのできる台数は、当該集約駐車施設の収容台数の 10 分の 3 以下。

※2 附置義務駐車施設を受け入れている状況がわかる契約書類等を添付する。

受付欄		受 付 年 月 日
		年 月 日
		受 付 番 号
		第 号

(注) 受付欄には、記入しないでください。

集約駐車施設の定期報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住 所

氏 名

電 話

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 6 条の 2 に定める集約駐車施設の指定を受けた駐車施設について、次のとおり、定期報告を行います。

駐 車 施 設 名 称				
駐 車 施 設 管 理 者				
駐車施設の所在地	区 丁目			
駐 車 台 数	一般公共の用に供する部分 (うち、附置可能台数 (※1))	台 (台)		
	それ以外の部分	台		
	計	台		
構 造	自 走 式 ・ 機 械 式			
附置義務受入状況 (※2)	建築物の名称・位置	契約の相手方	時間貸しへの附置台数	左記以外 (月極契約等) への附置台数
	計			
交通影響 (※2)	交通影響 有り・無し			

※1 集約駐車施設のうち、一般公共の用に供する部分 (時間貸し) へ駐車施設を設ける場合、当該集約駐車施設に附置することのできる台数は、当該集約駐車施設の収容台数の 10 分の 3 以下。

※2 附置義務駐車施設を受け入れている状況がわかる契約書類等を添付する。

※3 駐車施設の現況写真や在車率等のデータを添付し、駐車施設への出入りに伴う歩行者動線との著しいふくそう、交通渋滞、周辺環境の悪化等が生じていないことが分かる書類を添付する。

受付欄		受 付 年 月 日
		年 月 日
		受 付 番 号
		第 号

(注) 受付欄には、記入しないでください。

集約駐車施設の指定申請に対する承認書

年 月 日

様

札幌市長

〇〇年〇月〇日付で申請された集約駐車施設の指定承認について、承認いたします。

なお、指定承認を受けた集約駐車施設の変更や廃止等するときは、再度、札幌市長の承認を受けなければなりません。

※ 受 付 年 月 日	年 月 日
※ 受 付 番 号	号
※ 承 認 番 号	号

※印の欄は、記入しないでください。